

「2018 JCI ASPAC 鹿児島大会」協賛要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は「2018 JCI ASPAC 鹿児島大会」展開の趣旨に賛同する法人その他の団体及び個人（以下「企業等」という。）が、大会及び大会関連行事（以下「大会行事」という。）に協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

(協賛)

第2条 この要綱において、協賛とは、企業等が、2018 JCI ASPAC 鹿児島大会を主管する公益社団法人鹿児島青年会議所（以下、「主管法人」という。）に対して、大会行事の実施に要する資金（以下「協賛金」という。）を提供する行為とする。

2 前項に規定する協賛金の提供は、5万円を1口とする。

(募集期間)

第3条 募集期間は、平成30年4月30日までとする。

(協賛の申込等)

第4条 協賛を申し込む企業等は、「2018 JCI ASPAC 鹿児島大会」協賛申込書（以下「申込書」という。）を提出するものとする。

2 主管法人は、申込書の提出があった場合、第8条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込者に対し「2018 JCI ASPAC 鹿児島大会」協賛申込受理書により受理した旨を通知する。

(協賛金の振込等)

第5条 第2条第1項に規定する資金協賛を申し込む企業等は、前条第2項による通知を受けた場合、原則として主管法人が指定する口座に金額を一括して納付するものとする。ただし、第3条に定める期間内で、協賛金を分割して納付することができる。

2 振込手数料は、企業等の負担とする。

3 主管法人は、協賛金を受け入れた場合は、速やかに申込金額と照合し、協賛金受領書を企業等に交付する。

(協賛の特典内容等)

第6条 第5条第1項の規定により協賛を行った企業等（以下「協賛者」という。）の特典は、別表「協賛者特典一覧」のとおりとする。

- 2 主管法人は、前項に規定する協賛の特典以外に、必要に応じ、特典を追加することができる。

(協賛金の使途)

第7条 協賛金は、次の各号のいずれかに掲げる経費に充てるものとする。

- (1) 「2018 JCI ASPAC 鹿児島大会」を広く周知するために要する経費
- (2) 各種イベント運営やプロモーション等に要する経費
- (3) 「2018 JCI ASPAC 鹿児島大会」に付随する経費

(協賛申込の不受理等)

第8条 主管法人は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知する。

- (1) 特定の政治・思想・宗教等の活動を目的とした団体又は大会を特定の政治・思想・宗教等の活動に利用する恐れのある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団の構成員であると認められる者
- (3) 法令又は公序良俗に反する者
- (4) 「2018 JCI ASPAC 鹿児島大会」の、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者
- (5) その他主管法人が不相当と判断する者

- 2 主管法人は、第4条第2項により協賛の申込を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として協賛金を返戻する。